

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年1月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：キルギス 担当：経済基盤開発部
案件名：ビシュケク - オシユ道路雪崩対策計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年3月中旬～2015年4月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における交通計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年1月29日から2014年1月31日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年1月29日から2014年2月3日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年2月14日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 3月上旬
- (5) 契約交渉 : 3月上旬～3月中旬

5 業務の目的

キルギスはカザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、中国に囲まれた国土面積198,500平方kmの内陸国であり、国内の人・物の移動の95%を道路交通に依存し、約34,000kmに及ぶ国内の道路網は国民生活において重要な機能を有している。また、周辺国との交易を担う主要な経済インフラとしての役割も担い、物流におけるキルギス国内の道路の重要性が高まりつつある。

本案件の雪崩対策の対象地点のあるビシュケク - オシユ道路（総延長672km）は首都ビシュケクと第二の都市オシユを結ぶ主要幹線道路である。また、同道路はアジアハイウェイの一部であり、アジア全体の物流の円滑化、経済の発展を図るために必要な国際回廊（CAREC 3）としても定められている。一方で同道路は急峻な山岳地帯を通過することから、冬期には毎年雪崩等の自然災害が多発しており、特に奥行き約5km、幅約2km、高低差約1600mのすり鉢状の斜面から大量の雪が雪崩となって落下する同道路246km地点では、2012年に発生した雪崩により1週間の終日通行止め、1カ月間の時間制限通行止めとなるだけでなく、10名の死者が出るなど人的被害も発生している。このような冬期の道路網の遮断による輸送時間の増加は、国内の物資の輸送や周辺国との交易に支障をきたし、経済活性化の阻害要因となっている。

キルギス政府は中期開発計画（2013-2017）の中で、重点分野の一つとして道路セクターを掲げ、周辺地域と国内の市場へのアクセスの確保に重点を置くこととしている。同国はこの方針に基づき、同地点の雪崩対策を最も緊急度の高いものと位置付け、当該分野について高い技術を有する我が国に無償資金協力を要請した。なお、我が国では対キルギス国別援助方針における重点分野として「運輸インフラ維持管理と地域間格差の是正」を定め、運輸インフラ整備に対する支援を続けており、本案件はこれら方針に合致するものである。

本調査では、気象条件や地形条件調査等を実施し、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

また、本案件はJICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）で定める道路・橋梁セクターのうち大規模な改修・整備には該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと想定され、環境カテゴリBに分類される。

[我が国への要請内容]

ビシュケク - オシユ道路246km地点におけるスノーシェッドの設置

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域
ビシュケク - オシユ道路246 km地点
- (2) 相手国関係機関
運輸通信省（Ministry of Transport and Communications : MOTC）
- (3) 業務内容
ア インセプションレポートの作成
イ インセプションレポートの説明・協議
ウ プロジェクトの背景・経緯の確認

- エ 交通量調査（積雪時・無積雪時）
- オ サイト状況（自然条件等）調査
- カ プロジェクト対象内容の策定（対象地点におけるスノーシェッド設置の適否の検討、併用する雪崩対策の検討）
- キ 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、現地業者の技術レベルの確認
- ク 環境社会配慮事項の確認
- ケ スノーシェッド設計
- コ 道路設計
- サ 施工計画
- シ 調達事情調査
- ス 実施体制の確認
- セ 相手国側負担事業の概要の整理
- ソ プロジェクトの維持管理計画の整理
- タ 予備的経費の検討
- チ 概略事業費の積算
- ツ 無償資金協力の実施に当たっての留意事項の整理
- テ プロジェクトの妥当性及び有効性の評価
- ト 準備調査報告書（案）の作成・説明・協議
- ナ 準備調査報告書等の作成

7 成果品等

- | | | |
|--------------------|---|------------|
| (1) 業務計画書 | : | 2014年 3月中旬 |
| (2) インセプションレポート | : | 2014年 3月中旬 |
| (3) 第一次現地調査結果概要 | : | 2014年 4月下旬 |
| (4) インテリムレポート | : | 2014年 5月下旬 |
| (5) 第二次現地調査結果概要 | : | 2014年 8月上旬 |
| (6) 準備調査報告書（案） | : | 2014年12月上旬 |
| (7) 概要資料 | : | 2015年 1月上旬 |
| (8) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : | 2015年 3月中旬 |
| (9) デジタル画像集 | : | 2015年 3月中旬 |
| (10) 準備調査報告書 | : | 2015年 3月中旬 |

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/交通計画（評価対象予定者）
- (2) 雪崩対策計画（評価対象予定者、対象国経験・語学能力評価せず）
- (3) 道路設計(冬期道路)・施工計画/冬季交通計画
- (4) 積算/調達計画
- (5) 自然条件調査（地形・地質・気象）
- (6) 環境社会配慮

9 特記事項

- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定です。
- ・通訳の配置を認める予定です。
- ・本件では、第一次現地調査（スコーピング）、第二次現地調査（概略設計）、第三次現地調査（報告書案説明）の計三回の現地調査を予定しています。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。